

6月定例美祢市教育委員会会議

(議案)

議案第 1 号

令和元年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について

美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について、下記のとおり定めたいので、教育委員会の承認を求める。

令和元年 6 月 28 日

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

令和元年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針

美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条の規定に基づき実施する、事務事業の点検及び評価の実施に関する方針を以下のように定める。

1 点検・評価の目的について

教育委員会自らが定めた方針に従い、課題解決的な教育行政が執行されているかどうか、教育委員会自らが事務事業を点検・評価して報告書を作成する。作成した報告書は議会に提出するとともに、ホームページで公表し、市民への説明責任を果たし、結果を事業に反映することで不断の改善を進め、効果的な教育行政を実現する。

2 評価事項について

教育委員会は、前年度の教育委員会の事務事業について、次に掲げる内容について点検評価を実施する。

- ① 教育委員会の活動状況（教育委員会会議の開催状況、学校訪問の状況等）
- ② 教育委員会の事務事業の実施状況（「美祢市教育振興基本計画 実施計画」に掲げる主な取組のうち主要事業の実施状況及び成果）
- ③ その他教育委員会が必要と認めた事務事業についての対応の状況

3 事務事業評価の基準について

担当課において、事務事業の重要度及び有効性について、第 1 次評価を行う。

教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するために、美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱(平成 21 年美祢市教育委員会告示第 3 号)第 3 条の規定による学識経験者（点検評価委員）の意見を活用し、最終評価を行う。

重要度に関する評価点

① 政策目標を実現する上での役割

評価点	内容
5	重要である
4	やや重要である
3	どちらでもない
2	あまり重要でない
1	重要でない

有効性に関する評価点

① 施策の実施による成果の度合い

② 施策の目標を達成できたか

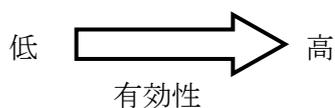
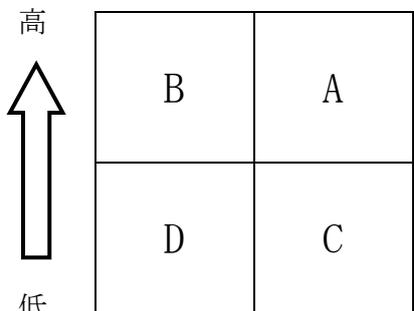
評価点	内容
5	有効である
4	やや有効である
3	どちらでもない
2	あまり有効でない
1	有効でない

評価点	内容
5	達成できた
4	ほぼ達成できた
3	どちらでもない
2	あまり達成できなかった
1	達成できなかった

第1次評価及び最終評価

評価区分	重要度①	有効性（成果の度合い①+達成度②）
A	4・5	7～10
B	4・5	6～ 2
C	3～1	7～10
D	3～1	6～ 2

重要度



区分	重要度	有効性	基本的な考え方
A	高	高	現状を維持しながら、効率的な事業執行が求められる事業
B	高	低	優先的に成果のある効果的な取組が求められる事業
C	低	高	費用対効果の高い取組が求められる事業
D	低	低	抜本的な事業の見直しが求められる事業

4 事業の方向・方針について

自らの評価の結果に基づき、事業実施にあたっての課題を明らかにする。課題解決に向けて今後の取組の方向性を示す。

今後の方向性	内容
事業拡大	事業を拡大する事業
現状維持	今までどおり実施する事業
期間を定めて見直し	近い将来見直しが必要な事業
運営手法等の見直し	運営主体の変更、実施時期の変更、実施対象の変更などの変更を行う事業
事業縮小	事業の縮小を行う事業
期間を定めて終了	事業の終了年度を定めて実施する事業
事業完了	事業を完了とする事業
事業廃止	事業の廃止を行う事業

5 結果の公表に関する事項

教育委員会は、評価事項を点検評価して報告書を作成し、この報告書を議会に提出し、また、ホームページで公表する。

報告第1号

美祢市社会教育委員の委嘱及び解嘱について

美祢市社会教育委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

- 1 臨時代理年月日 令和元年5月17日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和2年8月31日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	白井 雄生	美祢市小中学校PTA連合会 会長	令和元年5月18日	
解嘱	明光院 誠	美祢市小中学校PTA連合会 副会長	令和元年5月17日	

報告第 2 号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 28 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

- 1 臨時代理年月日 令和元年 5 月 23 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

豊田前公民館

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	西本 寛	豊田前地区社会福祉協議会会長	令和元年 5 月 24 日	
解嘱	金子 勝弘	豊田前地区社会福祉協議会会長	令和元年 5 月 23 日	

赤郷公民館

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	杉山 秀明	赤郷区長会長	令和元年 5 月 24 日	
解嘱	藤村 勤	赤郷区長会長	令和元年 5 月 23 日	

報告第3号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月28日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

- 1 臨時代理年月日 令和元年5月17日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和2年3月31日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	白井 雄生	美祢市小中学校PTA連合会 会長	令和元年5月18日	
解嘱	松田 龍信	美祢市小中学校PTA連合会 会長	令和元年5月17日	